

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

2024 年 5 月号

税制改正を踏まえた税制適格ストックオプションの最新実務動向
とストックオプション・プール

I. はじめに

II. スtockオプションに関する動向

III. 税制適格ストックオプションに関する改正

IV. スtockオプション・プール

V. 終わりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 酒井 真

TEL. 03 6212 8357

makoto.sakai@mhm-global.com

弁護士 岡野 貴明

TEL. 03 6213 8105

takaaki.okano@mhm-global.com

弁護士 山岡 孝太

TEL. 052 446 8659 (名古屋)

kota.yamaoka@mhm-global.com

弁護士 河野 隆太郎

TEL. 03 6266 8538

ryutaro.kawano@mhm-global.comI. はじめに¹

スタートアップでは、インセンティブ報酬として税務上有利な取扱いを受けられる、いわゆる税制適格ストックオプションが利用されています。もっとも、税制適格ストックオプションは租税特別措置法が定める要件が厳格であるため、スタートアップにとって十分に活用しやすいものとなっていないという指摘が従来なされていました。そこで、権利行使期間に関する令和 5 年度税制改正に引き続き、令和 6 年度税制改正において税制適格ストックオプションの要件が緩和されました（施行日²：2024 年 4 月 1 日）³。上記改正を踏まえて、本ニュースレターでは税制適格ストックオプションの実務上のポイントを解説いたします⁴。

また、ストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組みである、いわゆるストックオプション・プールを可能とする産業競争力強化法の改正法案が 2024 年 2 月 16 日に閣議決定されており、2024 年の第 213 回通常国会での成立が目指されています。そのため、本ニュースレターでは、その概要と、税制適格ストックオプションを発行する場合における活用の可能性について解説いたします。

¹ 本ニュースレターは、税務及びスタートアップ分野のそれぞれの案件を専門的に取り扱っている両ブラクティス・グループが共同して作成しており、税務及びスタートアップ実務の双方の観点から解説しております。

² なお、改正に関する施行令及び施行規則についても同日に施行されています。

³ なお、経済産業省の担当者は「この 2 年でストックオプション税制に関して種々の改正が行われたが、いずれの改正もスタートアップ企業が本税制を最大限に活用して魅力的なインセンティブ報酬制度を設計し、優秀な人材を採用することができるようになることを狙っている。」と述べています（三藤慧介ほか「ストックオプション税制に関する近時の改正」旬刊商事法務 2357 号 40 ページ）。

⁴ なお、令和 6 年度税制改正において税制適格ストックオプションを付与できる社外高度人材の要件も緩和されましたが、本ニュースレターでは割愛します。

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

II. スtockオプションに関する動向

令和 6 年度税制改正に関する解説の前提として、ストックオプションに関する近時の動向について概観いたします。

1. 税制適格ストックオプションに関する動向

国税庁は、近時、スタートアップが税制適格ストックオプションを含めたストックオプション税制を活用しやすくなるような対応を行っています。

まず、昨年「ストックオプションに対する課税（Q&A）」（2023 年 5 月 30 日付。同年 7 月 7 日付改訂後のものを以下「Q&A」⁵といいます。）を公表し、非上場かつ株券不発行会社であっても一定の場合⁶には株券の発行及び株券の金融商品取引業者等への引渡しをせずとも、保管委託要件⁷を満たすことができるという解釈を明らかにしました。これにより、非上場かつ株券不発行会社であるスタートアップの M&A による Exit の場面でも税制適格ストックオプションの効果が得られる可能性が高まりました。

また、2023 年 7 月 7 日、Q&A が改訂されたタイミングにおいて、所得税基本通達⁸及び租税特別措置法に関する法令解釈通達⁹の改正が実施され、税制適格ストックオプションの要件とされている株価について株式の種類ごとにその計算の基礎となる売買実例の有無を判定することなど、従前、実務上生じていた論点に関する解釈が明確に示されました。

2. 税制適格ストックオプション以外の手法に対する動向

他方で、国税庁は、税制適格ストックオプションを利用せずに同等の効果を得ようとする手法に対しては、厳しい姿勢でのぞむ意図であると感じられます。

代表的な例としては、信託型ストックオプションの取扱いが挙げられます。信託型ストックオプションについては、役職員がストックオプションを行使した場合、その行使によって役職員が得た経済的利益は、給与所得としては課税されないという見解（株式譲渡時に「一般株式等に係る譲渡所得等」又は「上場株式等に係る譲渡所得等」として税率 20.315%で申告分離課税）が存在しており、当該見解を前提として信託型ストックオプションを導入していた企業は少なくなかったところ、Q&A では、役職員がストックオプションを行使した場合、その行使によって役職員

⁵ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/230707/pdf/02.pdf>

⁶ 具体的には、契約等に基づき、発行会社から金融商品取引業者等に対して株式の異動情報が提供され、かつ、発行会社においてその株式の異動を確実に把握できる措置が講じられている場合です（Q&A18 頁）。

⁷ 令和 6 年度税制改正前における租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号の要件をいいます（同税制改正後の同号イに相当します）。令和 6 年度税制改正後は同号イ及びロを指すものとします。

⁸ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/230707/index.htm>

⁹ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/230707/index.htm>

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

が得た経済的利益は、給与所得として課税されるとの見解（ストックオプション行使時に最大 55.945%の税率で総合課税）が示されています。

また、国税庁のホームページには、「被買収会社の従業員に付与されたストックオプションを買収会社買い取る場合の課税関係」と題する質疑応答事例が掲載されています¹⁰。役職員の保有する税制適格ストックオプションを発行会社買い取る場合、その買取の対価について「株式等の譲渡」として所得税の申告分離課税の対象となるとの見解（「一般株式等に係る譲渡所得等」又は「上場株式等に係る譲渡所得等」として税率 20.315%で申告分離課税）も存在していました¹¹。しかし、上記質疑応答事例ではストックオプションが税制適格ストックオプションであるか否かを区別していないため、国税庁は、同様の場面において、役職員はその対価につき給与所得として総合課税に服するという見解に立っている可能性があります（最大 55.945%の税率で総合課税）¹²。

以上のとおり、国税庁は、税制適格ストックオプションを含むストックオプション税制を活用しやすくなるような対応を行う一方で、税制適格ストックオプションを利用せずに同等の効果を得ようとする手法に対しては厳しい姿勢でのぞく意図であると感じられます。このような動向を踏まえると、インセンティブ報酬として、今後、税制適格ストックオプションを法令に即して行使する方式がより多く利用されることになると考えられます。

Ⅲ. 税制適格ストックオプションに関する改正

1. 改正内容（施行日：2024 年 4 月 1 日）

(1) 主要な改正点

令和 6 年度税制改正により、租税特別措置法 29 条の 2 及び関連政省令が改正されました。主要な改正点は以下のとおりです。特に保管委託要件が改正されストックオプションを発行した会社（以下「**発行会社**」という。）による株式の管理等が認められたことは、スタートアップの円滑な M&A による Exit を阻害しないという意味で、重要な意味を持ちます。なお、同改正は 2024 年 4 月 1 日から施行されています。

¹⁰ [被買収会社の従業員に付与されたストックオプションを買収会社買い取る場合の課税関係 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

¹¹ 例えば、所得税法 41 条の 2 の導入前のものですが、[別紙 従業員等に付与していたストックオプション（取得条項付新株予約権）を有償取得する場合の課税関係について | 東京国税局 | 国税庁 \(ndl.go.jp\)](#) をご参照。

¹² M&A に際して被買収会社が発行する税制適格ストックオプションを役職員から買い取ることを検討する場合があるところ、国税庁が上記見解に立っているとすれば、被買収会社の役職員に税制適格ストックオプションを行使させたうえで、その交付された株式を被買収会社買い取ることも検討に値すると考えられます。

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

- ✓ 権利行使価額の上限の引き上げ
従前と同じく「1年間（各年の1月1日から12月31日まで）の新株予約権の行使価額の合計額は1,200万円を超えない」旨の要件は維持しつつ、その合計額の算出の基礎となる「行使価額」を以下の金額とする旨の改正が行われました（以下、同要件を「**権利行使価額の上限の要件**」といいます。令和6年度税制改正前の同要件も同様とします。）。
- ・ 付与決議の日において発行会社がその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額（すなわち行使価額の上限が2,400万円となる）
- ・ 設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額（すなわち行使価額の上限が3,600万円となる）
- ✓ 保管委託要件の選択適用
新株予約権の行使により取得する株式の保管方法について、従前は、事前の金融商品取引業者等との取決めに従い、当該業者等にその株式の保管の委託等が行われる必要があったところ、以下のとおりストックオプション行使時に交付される株式が譲渡制限株式の場合には、発行会社による株式の管理等による方法もいわゆる保管委託要件として認められることになりました。
- ・ 発行会社と新株予約権者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる発行会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決めに従い、当該取得後直ちに、発行会社により管理がされること

(2) 税制適格ストックオプションを既に発行している会社への経過措置

上記改正は、税制適格ストックオプションを既に発行している会社であっても変更契約を締結することにより適用が可能となります。具体的には、2024年4月1日以前に税制適格ストックオプションの要件を満たす割当契約を締結した会社が、2024年12月31日までの間に、同割当契約に定められた権利行使価額の上限の要件及び保管委託要件を令和6年度税制改正後のものに変更すれば、上記改正が適用されます（租税特別措置法施行規則31条2項）。

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

(3) 主要な変更点

令和6年度税制改正による主要な変更点は下表のとおりです。

	令和6年度税制改正による 変更箇所（下線部）	従来の税制適格ストック オプションの要件（参考）
対象者・ 発行価額	右記と同じ	ストックオプションは、発行会 社の役職員に無償で付与され たものであること
権利行使 期間	右記と同じ	ストックオプションの行使は、 その契約の基となった付与決議 の日後2年を経過した日からそ の付与決議の日後10年を経過す る日までの間に行わなければなら ないこと 設立から5年未満の非上場会社 は、その他の要件を満たすこと を前提に、権利行使期間の上限 が10年ではなく、15年へ延長
権利行使 限度額	ストックオプションの行使の際 の権利行使価額（付与決議の日 において発行会社がその設立の 日以後の期間が5年未満のもの である場合には当該権利行使価 額を2で除して計算した金額と し、発行会社がその設立の日以 後の期間が5年以上20年未満で あることその他の財務省令で定 める要件を満たすものである場 合には当該権利行使価額を3で 除して計算した金額とする。本 号において同じ。）の年額の合計 額が1,200万円を超えないこと	ストックオプションの行使の際 の権利行使価額の年額の合計額 が1,200万円を超えないこと
権利行使 価額	右記と同じ	ストックオプションの行使に係 る1株当たりの権利行使価額 は、当該ストックオプションの 付与に係る契約を締結した株式 会社の当該契約の締結の時に おける1株当たりの価額相当額 以上であること
譲渡制限	右記と同じ	ストックオプションの譲渡が禁 止されていること
行使条件	右記と同じ	ストックオプションの行使に係 る株式の交付が、会社法238条 1項に定める事項に反しないで 実施されるものであること
保管委託	<u>本新株予約権の行使により取得 をする株式につき、次に掲げる 要件のいずれかを満たすものと すること</u> ① 発行会社と金融商品取引業 者等との間であらかじめ締 結された取決めに従い、金 融商品取引業者等におい	発行会社と金融商品取引業者等 との間であらかじめ締結された 取決めに従い、金融商品取引業 者等において、当該ストックオ プションの行使により取得した 株式の保管の委託等がなされる こと

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

	令和 6 年度税制改正による 変更箇所（下線部）	従来の税制適格ストック オプションの要件（参考）
	て、当該ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託等がなされること ② <u>発行会社と権利者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる発行会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決めに従い、当該取得後直ちに、発行会社により管理がされること</u>	

2. 実務上のポイント

(1) 保管委託要件

ア 発行会社による株式の管理及び事務的な手続等

ストックオプションの行使により交付された株式について、金融商品取引業者等に対する保管の委託等に代えて発行会社が株式の管理等を行うことでも同要件を充足することができるようになりました。発行会社による株式の管理等については、大要、以下の要件に従い、事前の取決めに従って帳簿に基づき株式の管理等が行われる必要があります（租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号ロ、同法施行令 19 条の 3 第 9 項、第 10 項）。誤解を恐れずにいえば、基本的には、金融取引業者等が従前行っていた方法に相当する方法で、発行会社が税制適格ストックオプション行使により交付された株式の管理等を行う必要があるといえます。

- | | |
|---|--|
| ① | 管理に係る取決めは各人別に締結されるものであること |
| ② | 経済産業大臣が定める要件を満たす方法によって管理すること（経済産業省告示第 69 号） |
| ③ | 管理されている株式は、金融商品取引業者等への売委託又は法人（国内において対価の支払を受ける場合に限る）に対する譲渡により行うこと |
| ④ | その他の要件（租税特別措置法施行規則 11 条の 3 第 4 項） |

保管委託要件として発行会社による株式の管理等を選択する場合、従前と比べて、発行会社には事務的な負担が生じます。すなわち、発行会社は、従前と同様に、「特定新株予約権の付与に関する調書」¹³を準備するだけでなく、「管理に係る取決め」¹⁴、「区分管理帳簿」¹⁵、及び「特定株式等の異動状況に関する調書」¹⁶等を各法令に即して準備する必要があります（下表参照）。

¹³ 租税特別措置法 29 条の 2 第 6 項

¹⁴ 租税特別措置法施行令 19 条の 3 第 9 項

¹⁵ 経済産業省告示第 69 号 1 条

¹⁶ 租税特別措置法 29 条の 2 第 7 項

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

時期	必要書類	備考
税制適格ストックオプションを付与した日の属する年の翌年 1 月 31 日まで	「特定新株予約権の付与に関する調書」	租税特別措置法 29 条の 2 第 6 項
税制適格ストックオプションの行使前	「管理に係る取決め」	租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号ロ なお、同取決めには、同法施行令 19 条の 3 第 9 項 4 号、同法施行規則 11 条の 3 第 4 項に定める誓約事項を定めることとなります。
税制適格ストックオプションの行使前	「区分管理帳簿」	税制適格ストックオプションを行使した権利者別に、当該対象株式等の取得その他の異動状況に関する事項を記録し同一銘柄の他の株式と区分して管理する必要があります（経済産業省告示第 69 号 1 条）。 この帳簿は、行使した権利者にその権利者に係る部分の写しを交付する必要があります。
毎年 1 月 31 日まで	「特定株式等の異動状況に関する調書」	租税特別措置法 29 条の 2 第 7 項 取決めに従い実際に株式を管理している発行会社が所轄の税務署に提出する必要があります。

イ 権利者による事務的な手続

税制適格ストックオプションを付与された権利者は、従前と同様に、ストックオプション行使時には「誓約書」及び「権利行使価額その他財務省令で定める事項を記載した書面」等を発行会社に提出する必要がある¹⁷だけでなく、株式譲渡時には一定の情報¹⁸を発行会社に連絡する等の法令に即した対応を行う必要があります¹⁹。

以上ア及びイのとおり権利行使可能となるまでに発行会社及び権利者においてストックオプション行使時及び株式譲渡時にどのような対応が必要となるかを、実務面を含めて把握しておく必要があります。

ウ 管理等の対象が譲渡制限株式に限定されていること

発行会社による管理等の対象となる株式は譲渡制限株式に限定されています。非上場会社である発行会社が上場する際に、発行会社が管理している株式の管理先を金融商品取引業者等へ変更することになるところ、同変更により「契約の解約又は終了」（租税特別措置法 29 条の 2 第 4 項 1 号）が生じ、その変更時に株式

¹⁷ 租税特別措置法 29 条の 2 第 2 項

¹⁸ 一定の情報とは、一株当たりの譲渡対価、並びに、特定株式か承継株式か否か、その株式の種類及び特定株式の場合取締役等の特定株式とそれ以外の特定株式のいずれに該当するか等です（経済産業省告示 69 号 3 条）。

¹⁹ 経済産業省告示第 69 号 2 条等

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

が譲渡されたとみなされ、意図しない課税が生じないかといった点を含め問題となり得ます²⁰。この点について実務上どのように対応するかは今後検討がなされると見込まれます。

エ 管理されている株式の譲渡先が限定されていること

税制適格ストックオプションを付与された権利者が、その行使により交付された株式を譲渡する際、その譲渡は、金融商品取引業者等への売委託又は法人に対する譲渡により行われる必要があります。すなわち、金融商品取引業者等への売委託によらずに個人に対して譲渡した場合、税制上の優遇を受けられなくなります。このように譲渡方法を限定した趣旨は、個人間取引の場合、税務当局において法定調書を通じて株式譲渡の事実や条件を把握できないため、適正な税務上の執行を担保できないと判断されたためと推測されます。

なお、上記譲渡方法について、外国法人に対する株式の譲渡がされた場合や、組合形式のファンドに対する株式の譲渡の場合に、かかる要件を満たすことができるのかについては今後の動向に注意が必要と思われます。

(2) 経過措置

税制適格ストックオプションを既に発行している会社が、令和 6 年度税制改正後のストックオプション税制を適用しようとする場合には、その割当契約を変更する必要があります。当該変更については、原則として割当契約の変更契約の締結により行われることになるとと思われるものの、各社の割当契約の内容に応じて手続を進める必要があります²¹。

IV. スtockオプション・プール

1. 概要

ストックオプションを委任期間の 1 年の制限なく、行使価額の定めを含めて柔軟かつ機動的に発行できる仕組み（いわゆるストックオプション・プール）を可能に

²⁰ 松尾拓也ほか『インセンティブ報酬の法務・税務・会計 株式報酬・業績連動型報酬の実務詳解』（中央経済社、2017）209～210 ページ等をご参照。変更時に株式の譲渡が行われたとみなされ、意図しない課税が発生してしまう可能性があります。

²¹ この点、仮に、令和 6 年度税制改正により改正された税制適格ストックオプションの要件である権利行使価額の上限の要件及び保管委託要件が、新株予約権の内容（会社法 236 条 1 項 1 号）になっている場合は、以下の手続が必要であると考えられます。松井信憲『商業登記ハンドブック〔第 4 版〕』358 ページ（商事法務、2021）をご参照。

- ① 新株予約権の発行決議をした機関において、当該新株予約権の内容を変更する旨の決議をすること
- ② 取締役会（又は取締役の過半数の一致）により内容変更の決議をした場合において、株主以外の者に対し特に有利な条件となるときは、更に、株主総会の特別決議を得ること
- ③ 原則として新株予約権者全員の同意があること（もっとも、権利行使価額の上限の要件及び保管委託要件の変更は、新株予約権者の不利益とならないため、（黙示の同意があるとみて）同意を要しないと考えられます。）

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

する産業競争力強化法 21 条の 19 に関する改正法案が 2024 年 2 月 16 日に閣議決定され、2024 年の第 213 回通常国会での成立が目指されています²²。本改正法案における産業競争力強化法 21 条の 19 の具体的内容は、以下のとおりです²³。

- ✓ 以下の要件を充足する株式会社であること（産業競争力強化法 21 条の 19 第 1 項前段）
 - ・ 設立の日以後の期間が 15 年未満
 - ・ 経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合
- ✓ 「募集新株予約権の内容」（会社法 239 条 1 項 1 号）のうち、以下の事項について、株主総会で決議せずに取締役会に委任することができること（産業競争力強化法 21 条の 19 第 1 項後段）
 - ・ 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法（会社法 236 条 1 項 2 号、権利行使価額）
 - ・ 当該新株予約権を行使することができる期間（会社法 236 条 1 項 2 号、権利行使期間）
- ✓ 取締役会に委任する株主総会決議について有効期間に制限がないこと（会社法 239 条 3 項が適用されないこと、産業競争力強化法 21 条の 19 第 1 項後段）
- ✓ 株主等に対する以下の保護措置
 - ・ 取締役会に委任する株主総会決議があった場合、その後に株主となろうとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があった旨を通知する等の措置を講じなければならない（産業競争力強化法 29 条の 19 第 2 項）
 - ・ 委任を受けた取締役会が募集事項を定めたときは、その募集新株予約権の割当日の 2 週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない（産業競争力強化法 29 条の 19 第 3 項）
 - ・ 取締役会に委任する株主総会決議があった場合、当該委任に基づいて取締役会で新株予約権を発行するにあたって、金銭の払込を要しないこととすること又は払込金額の下限が、特に有利な条件又は金額となるときは、権利行使価額、権利行使期間、新株予約権の数の上限及び新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨を、株主総会特別決議によって決定しなければならない（産業競争力強化法 29 条の 19 第 4 項）

2. 税制適格ストックオプションとの関係

上記 1. のとおり、取締役会に委任する株主総会決議があった場合、当該委任に基づき取締役会で新株予約権を発行するにあたって、金銭の払込を要しないこととすることが特に有利な条件又は金額とならない場合²⁴は、ストックオプション・プール制度を利用することができます。

²² 「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました（METI/経済産業省）。

²³ 詳細については、今年 4 月に第 1 号を発刊した MHM STARTUP UPDATES（<https://www.mhmjapan.com/content/files/00070230/20240425-050711.pdf>）もご参照。

²⁴ 「金銭の払込みを要しないこととすること…」が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるとき（産業競争力強化法 29 条の 19 第 4 項）に該当するか否かは、原則的には、ストックオプションの公正価値の算定を外部機関に依頼し、その算定された公正価値をベースに検討されと考えられます。なお、会社法・産業競争力強化法の観点から有利な条件又は金額であるかと、税務

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

したがって、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、ストックオプションの公正価値を算定する手間やコストを厭わないのであれば、ストックオプション・プールを利用して、税制適格ストックオプションを発行できる可能性はあると考えられます。そのため、経済産業大臣及び法務大臣の確認やストックオプションの公正価値の算定、を行う手間やコストとの兼ね合いでストックオプション・プールの利用する価値が見込まれるかを踏まえて、今後ストックオプション発行の選択肢の一つとして検討される場面が生じ得ると考えられます。

V. 終わりに

以上のとおり、税制適格ストックオプションに関する最新動向や税制改正による要件の緩和、さらにはストックオプション・プールの活用可能性等を踏まえると、スタートアップにおいて税制適格ストックオプションが今後より多く利用されるようになると考えられます。

もっとも、特に非上場会社における保管委託要件の充足については実務的な方法が十分に固まっているとはいえないため、事後的に保管委託要件を満たしていなかった、又は、発行会社及び権利者の手続に不備があったなどが発覚して、意図しない課税が生じる可能性があります。そのため、税制適格ストックオプションの導入に際しては慎重な検討が必要になると考えられます。

上の観点から税制適格ストックオプションの要件の一つである「ストックオプションの行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該ストックオプションの付与に係る契約を締結した株式会社の当該契約の締結の時ににおける1株当たりの価額相当額以上であること」（租税特別措置法29条の2第1項3号）に該当するかは、それぞれ独立に検討する必要がある点、注意が必要です。

TAX LAW NEWSLETTER & STARTUP UPDATES

セミナー情報

- セミナー 『カーボンニュートラルに貢献するための環境価値取引～コーポレート PPA の基本と実務上のポイント～』
開催日時 2024 年 6 月 6 日（木）13:00～16:00
講師 木山 二郎
主催 一般社団法人企業研究会 セミナー事業グループ

- セミナー 『第 5386 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「米国ベンチャー投資契約の基礎と実務～モデル契約条項と出資にあたっての重要ポイントを重点解説～」』
開催日時 2024 年 6 月 18 日（火）13:30～15:30
講師 喜多野 恭夫
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 本 『非上場株式取引の法務・税務（スタートアップの資金調達編）』
出版社 株式会社税務経理協会
著者 小山 浩、間所 光洋、立石 光宏（編著）
高橋 悠、末長 祐、山岡 孝太（共著）

- 論文 「The Financial Technology Law Review Edition 7 – Japan」
掲載誌 The Financial Technology Law Review Edition 7
著者 岡田 淳、堀 天子、尾登 亮介（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2024
著者 棚橋 元、紀平 貴之、関口 健一、松下 憲（共著）